

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9及び10に基づき組織することとし、「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、吉井川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町村や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、吉井川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項
- 五 吉井川流域で行う流域治水の全体像の共有、「流域治水プロジェクト」の策定・公表・フォローアップ及びその他流域治水に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（ダム洪水調節機能部会）

第6条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）を設置する。

2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

（流域治水部会）

第7条 吉井川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行うため、流域治水部

会を置く。

2 流域治水部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所及び岡山県土木部河川課が務める。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則） 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成30年 2月 2日（第1条改正）

改正 平成30年 5月16日（第5条別表改正）

改正 令和元年 5月29日（国と県の協議会の統合）

改正 令和元年 7月25日（第4条別表、第5条別表改正）

改正 令和2年 1月31日（ダム部会の設置）

改正 令和2年 6月12日（第5条別表改正）

改定 令和2年 8月 7日（流域治水部会の設置）

改定 令和3年 3月18日（第5条別表改定）

改定 令和3年11月30日（ダム洪水調節機能部会の設置）

改定 令和4年 3月17日（第5条別表改定）

改定 令和5年 3月20日（第5条別表改定）

改定 令和7年 5月21日（第5条別表改定）

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員) 岡山市長
津山市長
備前市長
瀬戸内市長
赤磐市長
美作市長
和気町長
鏡野町長
勝央町長
奈義町長
西粟倉村長
美咲町長
岡山県 危機管理監
岡山県 土木部長
気象庁 岡山地方気象台長
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長
国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所長

(オブザーバー) 国土交通省 中国地方整備局 河川部

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員) 岡山市 危機管理室長

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長

津山市 総務部参与

津山市 都市建設部長

備前市 危機管理課長

備前市 産業建設部長

瀬戸内市 総務部参与兼危機管理課長

瀬戸内市 産業建設部長

赤磐市 総務部長

赤磐市 建設事業部長

美作市 危機管理監

美作市 農林政策部長

和気町 総務部 危機管理室長

和気町 産業建設部 都市建設課長

鏡野町 危機管理監

鏡野町 建設課長

勝央町 総務部参事

勝央町 産業建設部参事

奈義町 総務課長

奈義町 地域整備課長

西粟倉村 総務企画課長

西粟倉村 建設課長

美咲町 くらし安全課長

美咲町 建設課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

気象庁 岡山地方气象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所 専門官